

第1章 計画策定の趣旨等

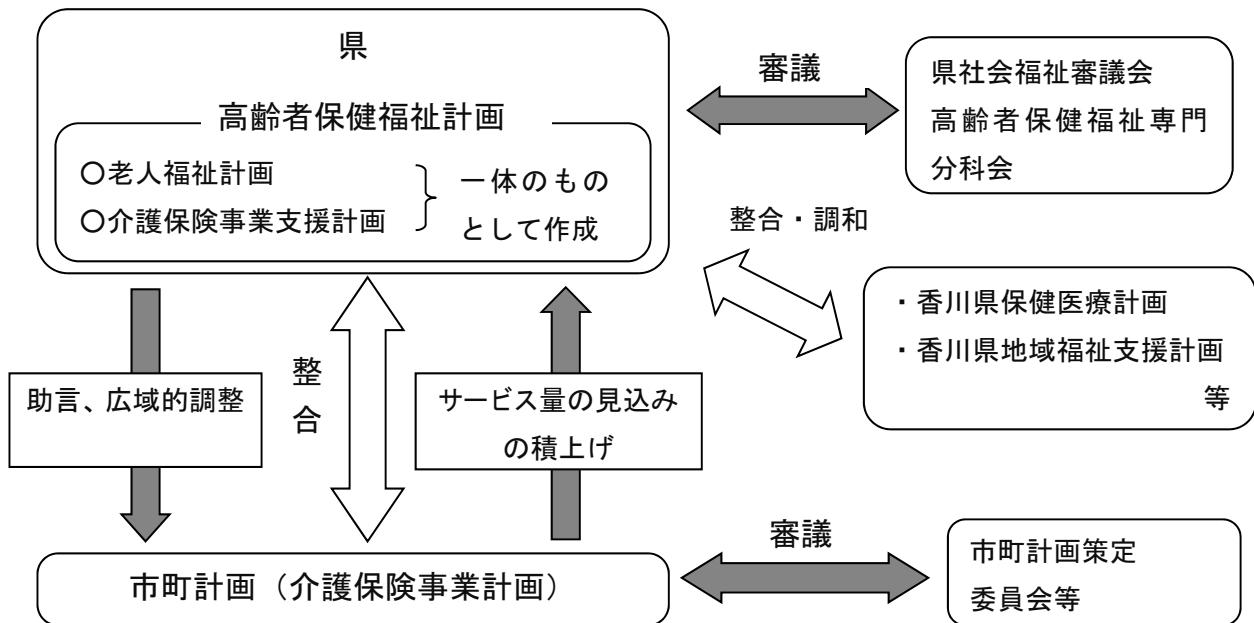
1 計画策定の趣旨

- 本県の人口に占める高齢者の割合は、平成27年には約3割となり、その後も上昇することが見込まれています。このように高齢化が進展する中、高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加、介護サービスを支える介護人材の確保や質の向上等多くの課題への対応が必要となっています。
- こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが必要です。
- さらに、近年では、要介護者等や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であり、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが求められています。
- こうした現状や将来展望を踏まえ、高齢者の保健福祉分野に関して、本県の目指し取り組む方針や施策を明らかにする総合的・基本的な計画として、第7期香川県高齢者保健福祉計画を策定します。

2 計画の位置付け

- この計画は、法律に基づく次の計画を「高齢者保健福祉計画」として、一体的に作成するものです。
 - ・老人福祉計画（老人福祉法第20条の9）：高齢者に関する政策全般に関わる計画
 - ・介護保険事業支援計画（介護保険法第118条）：介護保険事業の円滑な実施の支援に関する計画
- また、本県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画」の高齢社会対策に関する個別計画となるものです。
- 市町が策定する計画（介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画）では、その地域の実情に応じて介護サービスの種類ごとの見込量を定め、県の計画では、この市町ごとの見込量を積み上げ、県全体のサービスの見込量とします。県の計画は、このサービスの提供水準を確保する観点から、県内における介護

サービス基盤の整備方針、介護人材の養成確保・資質向上策、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制づくりなどについて定め、市町の計画を支援するものであり、県及び市町の計画は相互に関連性の深いものとなっています。



3 計画の期間

平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間

4 計画の進行管理等

- 計画の推進に当たっては、府内関係部局間の密接な連携を確保し、総合的かつ効果的に取り組みます。
- また、計画の進捗状況等については、香川県社会福祉審議会に報告し、点検及び評価を受けるとともに、その結果について公表します。